

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

鳥取県家計調査要綱の一部改正

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区の役員の就任

土地改良区の定款の変更の認可 (三件)

県営土地改良事業の変更計画の決定

保安林の指定予定

保安林の指定の解除予定 (四件)

指定水防管理団体の指定の一部改正

## 告 示

### 鳥取県告示第四百十二号

鳥取県家計調査要綱 (昭和四十八年五月鳥取県告示第三百三十号) の一

部を次のように改正する。

昭和五十八年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 調査の範囲の項中「百六十八世帯」を「百五十六世帯」に、「行なう」を「行う」に改める。

### 鳥取県告示第四百十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (昭和三十二年法律第四十一号) 第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則 (昭和三十三年厚生省令第八号) 第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
井上皮膚科クリニック	米子市茶町二七	昭和五十八年四月二十六日
木村歯科医院	境港市小篠津町八九三	"
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三一	"

鳥取県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり花見東郷土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 藤 井 勇 東伯郡東郷町大字川上八四〇

昭和五十八年三月十八日就任 任期昭和五十八年十月七日まで

鳥取県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、尾高井手土地改良区の定款の変更を昭和五十八年四月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に

基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を昭和五十八年四月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、日南町土地改良区の定款の変更を昭和五十八年四月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（河原地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年五月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百十九号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字大阪谷二一五七、字本池谷二一五八、二一五九、字池谷の内三二一六〇、大字山口字良源寺一九四五の一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、大字関金宿字東平池谷二一五二の二、字大阪谷二一五六、字大松尾二三九一、二三九二、字本谷二三九三、二三九四、大字山口字西大河原八三九の一、八三九の二〇、字

山東大河原一〇五五の一、字山矢櫃一三七八の三〇、一三七八の三一、字山船ヶ谷一五〇七の一、字山万上奥一八七九の一、字山加例谷一八九三の一、字浅井川西一九四一の一、字浅井本谷一九四四の一、字浅井荒神谷二二八一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字山本六二八の六、六三二の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三朝字下平二〇五の二、二二六の一、字小木脇二一八の一、字湯谷東二二八、字湯谷口二八二の一、二八二の四（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十八年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字尼子（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十四号

昭和五十五年七月鳥取県告示第六百五号（指定水防管理団体の指定につ  
いて）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「米子市 米子市長」を  
「米子市 米子市長  
境港市 境港市長」  
に改める。